

【サービスコード表】沼田市訪問型サービス（独自）

令和6年4月1日～

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
A2	1111 訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合 1176 単位	1,176	1月につき		
A2	2111 訪問型独自サービス11日割			日割の場合	39 単位	1日につき	
A2	1211 訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の場合 2349 単位	2,349	1月につき		
A2	2211 訪問型独自サービス12日割			日割の場合	77 単位	1日につき	
A2	1321 訪問型独自サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合 3727 単位	3,727	1月につき		
A2	2321 訪問型独自サービス13日割	日割の場合		123 単位	1日につき		
A2	2411 訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 287 単位	287	1回につき		
A2	2511 訪問型独自サービス22			(2)生活援助が中心である場合 179 単位	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179 単位	
A2	2621 訪問型独自サービス23				(二)所要時間45分以上の場合	220 単位	
A2	1411 訪問型独自短時間サービス			(3)短時間の身体介護が中心である場合 163 単位	163 単位	163	
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合 12 単位減算	- 12	1月につき	
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割の場合	1 単位減算	- 1
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2) 1週に2回程度の場合 23 単位減算	23	- 23	1月につき
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割の場合	1 単位減算	- 1
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3) 1週に2回を超える程度の場合 37 単位減算	37	- 37	1月につき
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合		1 単位減算	- 1	1日につき
A2	C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3 単位減算	3	- 3	1回につき
A2	C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22				(2)生活援助が中心である場合 2 単位減算	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算
A2	C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23					(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算
A2	C219 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間				(3)短時間の身体介護が中心である場合 2 単位減算	2 単位減算	- 2
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等がサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2			所定単位数の 15%減算			
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3			所定単位数の 12%減算			
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算			
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき	
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算		1回につき	
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		1日につき	
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算		1回につき	
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき	
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	八初回加算		200 単位加算		200	
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算I	二生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算		100	
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算II			(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算		200
A2	6102 訪問型独自口腔連携強化加算	ホ口腔連携強化加算		50 単位加算		50	
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算I	ハ介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 137/1000 加算		1月につき	
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算II			(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算III			(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278 訪問型独自サービス特定処遇改善加算I	ト介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 63/1000 加算			
A2	6279 訪問型独自サービス特定処遇改善加算II			(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算			